

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成31年4月25日(2019.4.25)

【公開番号】特開2017-177712(P2017-177712A)

【公開日】平成29年10月5日(2017.10.5)

【年通号数】公開・登録公報2017-038

【出願番号】特願2016-71999(P2016-71999)

【国際特許分類】

B 4 1 M 5/00 (2006.01)

B 4 1 M 5/50 (2006.01)

B 4 1 M 5/52 (2006.01)

B 3 2 B 27/18 (2006.01)

B 0 5 D 5/04 (2006.01)

【F I】

B 4 1 M 5/00 B

B 3 2 B 27/18 A

B 0 5 D 5/04

【手続補正書】

【提出日】平成31年3月18日(2019.3.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

基材と、インク受容層と、を有する記録媒体であって、

前記インク受容層が、無機粒子と、水不溶性樹脂と、ベンゾトリアゾール系紫外線吸収剤及びヒンダードアミン系光安定剤からなる群から選択される少なくとも1種と、を含有し、

前記無機粒子の平均細孔半径が5.0nm以下であることを特徴とする記録媒体。

【請求項2】

前記水不溶性樹脂が、アクリル樹脂、ポリカーボネート変性ウレタン樹脂及びポリエーテル変性ウレタン樹脂からなる群から選択される少なくとも1種である請求項1に記載の記録媒体。

【請求項3】

前記無機粒子100.0質量部に対する、前記ベンゾトリアゾール系紫外線吸収剤及び前記ヒンダードアミン系光安定剤からなる群から選択される少なくとも1種の含有量が、2.5質量部以上、10.0質量部以下である請求項1又は2に記載の記録媒体。

【請求項4】

前記水不溶性樹脂のガラス転移点が20℃以下である請求項1から3のいずれか1項に記載の記録媒体。

【請求項5】

前記無機粒子の吸油量が150ml/100g以上、240ml/100g以下である請求項1から4のいずれか1項に記載の記録媒体。

【請求項6】

前記無機粒子が湿式法シリカである請求項1から5のいずれか1項に記載の記録媒体。

【請求項7】

前記基材が、樹脂被覆基材、プラスチックフィルムまたはクロスである請求項 1 から 6 のいずれか 1 項に記載の記録媒体。

【請求項 8】

前記無機粒子の平均細孔半径が、1 . 5 nm 以上、5 . 0 nm 以下である請求項 1 から 7 のいずれか 1 項に記載の記録媒体。

【請求項 9】

前記無機粒子の平均二次粒子径が、1 μm 以上、20 μm 以下である請求項 1 から 8 のいずれか 1 項に記載の記録媒体。

【請求項 10】

前記無機粒子 100 . 0 質量部に対する前記水不溶性樹脂の含有量が、30 . 0 質量部以上、80 . 0 質量部以下である請求項 1 から 9 のいずれか 1 項に記載の記録媒体。

【請求項 11】

無機粒子と、水不溶性樹脂と、ベンゾトリアゾール系紫外線吸収剤及びヒンダードアミン系光安定剤からなる群から選択される少なくとも 1 種と、を含有するインク受容層用塗工液を調製する工程と、

前記インク受容層用塗工液を基材上に付与し、乾燥する工程と、
を有する記録媒体の製造方法であって、

前記無機粒子の平均細孔半径が 5 . 0 nm 以下であることを特徴とする記録媒体の製造方法。